

佐川町加茂管理型産業廃棄物最終処分場整備工事に係る
施工監理等委託業務
(被覆施設建築工事監理業務)

特 記 仕 様 書

令和4年8月

公益財団法人エコサイクル高知

第1章 総則

第1節 業務の目的

被覆施設建築工事監理委託業務（以下「本業務」という。）は、請負事業者が実施する被覆施設建築工事において、監督職員を支援し、工事の円滑な履行及び品質確保を図るよう建築士法（昭和25年法律第202号）第25条に基づく業務報酬基準（平成31年国土交通省告示第98号）の別添1標準業務に基づく工事監理を行うことを目的とする。

第2節 対象工事の概要

被覆施設建築工事 1式

（電気設備工事、機械設備工事を含む。）

第3節 提出図書

成果品は次のとおりとする。なお、成果品は、年度ごとにまとめるものとする。

- | | |
|-------------------------|------|
| ① 施工監理日誌及び月間報告書 | : 1部 |
| ② 各年度業務委託報告書 | : 1部 |
| ③ 上記を記録した電子データ類（DVD-R等） | : 1式 |

第4節 監理員の配置及び資格

受注者は、本業務着手にあたって下記1)から5)に示す監理員各1名を選定及び配置するものとする。なお、配置にあたっては、事前に登録資格等を証明できる書類（技術士登録証の写しなど）を提出し、監督職員の承諾を受け、変更する場合も同様に承諾を受けなければならないものとする。また、監理員の種類は、重点的（非常駐）とする。重点配置とは、第2章で定める業務に対し、重点的（非常駐）に配置する者とする。

1) 監理員（建築-総括）

業務の全般にわたり技術的管理を行うものとし、以下の資格、実績を有する者であること。
なお、本監理員は、本業務及び「浸出水処理施設建設工事設計・施工監理業務」の監理員（意匠担当）、監理員（構造担当）、監理員（電気設備担当）、監理員（機械設備担当）又は監理員（設備担当）の何れかと兼務できるものとする。

- ① 建築士法による一級建築士であること。
- ② 廃棄物最終処分場整備事業に係る被覆施設の実施設計業務及び施工監理業務の実務経験を有していること。（従事役職は問わない。）

2) 監理員（建築-意匠担当）

被覆施設建築工事の意匠に関する施工監理を行うものとし、以下の資格、実績を有する者であること。

なお、本監理員は、「浸出水処理施設建設工事設計・施工監理業務」の監理員（意匠担当）と兼務できるものとする。

- ① 一級建築士の資格を有していること。
- ② 廃棄物最終処分場整備事業に係る被覆施設の実施設計業務又は施工監理業務の実務経

験を有していること。(従事役職は問わない。)

3) 監理員 (建築-構造担当)

被覆施設建築工事の構造に関する施工監理を行うものとし、以下の資格、実績を有する者であること。なお、本監理員は、「浸出水処理施設建設工事設計・施工監理業務」の監理員(構造担当)と兼務できるものとする。

① 一級建築士及び構造設計一級建築士の資格を有していること。

② 廃棄物最終処分場整備事業に係る被覆施設の実設計業務又は施工監理業務の実績経験を有していること。(従事役職は問わない。)

4) 監理員 (建築-電気設備)

被覆施設建築工事の電気設備に関する施工監理を行うものとし、以下の資格、実績を有する者であること。なお、本監理員は、「浸出水処理施設建設工事設計・施工監理業務」の監理員(電気設備担当)と兼務できるものとする。

① 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)に基づく施工監理業務の実務経験を5年以上有する者

5) 監理員 (建築-機械設備)

被覆施設建築工事の機械設備に関する施工監理を行うものとし、以下の資格、実績を有する者であること。なお、本監理員は、「浸出水処理施設建設工事設計・施工監理業務」の監理員(機械設備担当)と兼務できるものとする。

① 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)に基づく施工監理業務の実務経験を5年以上有する者

第2章 業務内容

第1節 施工監理の内容

1) 基本的事項

- ・ 施工監理方式：重点監理方式(非常駐)
- ・ 建築士法第25条に基づく業務報酬基準の別添1標準業務に基づく工事監理

2) 具体的な業務内容

(1) 定例会議・工事分科会等への参加

① 定例会議

会議概要：月1回、本工事担当者が行う会議

出席者：管理技術者を基本とし、必要に応じ各担当技術者が出席

業務内容：工事状況の確認、工事工程、搬入資材、立会予定等の確認・調整

② 工事分科会

会議概要：意匠・構造、電気設備、機械設備の工事ごとに適宜、本工事担当者が行う会議(月2回を想定)

出席者：各担当技術者が必要に応じ出席

業務内容：工事内容、施工方法、設計変更等に係る協議

(2) 工事の履行に必要な資料（工事打合せ簿）の確認

請負事業者から提出された、承諾・協議事項（工事履行に直接関係しない図書を除く）などの工事打合せ簿について、設計図書等との照合を行い報告する。また、内容について疑義、指示、確認事項が生じた場合は、書面をもって請負事業者と協議する。

(3) 工事の施工状況等の確認（立会）

請負事業者の作成する立会願を監督職員に取り次ぎ、監督職員の指示を受けて工事の進捗に応じて検査を実施し、その結果を監督職員に報告する。原則として工事の施工状況等の確認は、定例会議又は工事分科会開催時に行うものとし、これ以外の確認については WEB 会議又は写真等により施工状況の確認を行うものとする。

①使用材料についての設計図書等との照合

使用材料について設計図書との照合を行い、その結果を報告する。

②施工状況の確認

施工状況（段階確認）について、請負事業者の作成する施工計画書との照合を行い、その結果を報告する。

③施工内容の把握、不可視部分の確認

現場の施工内容と設計図書等を照合し、その結果を報告するものとする。なお、設計図書等に適合しない場合は、その旨を請負事業者に伝えると共に、その結果を報告する。

(4) 施工計画書・要領書及び制作図並びに施工承諾等図の確認

受注者は、請負事業者が実施設計図書に基づき作成した施工計画書・要領書及び制作図並びに施工承諾図書を確認するとともに、改善の必要な場合については、その内容について請負事業者に指示する。

(5) 工場検査立会

工場検査立会は、鉄骨主部材を対象とし、製作工場 1 社に対し 1 度行うものとする。

(6) 工事変更に係る図書（図面・数量）の確認

受注者は、請負事業者が作成した工事変更に係る図書を確認するとともに、修正の必要な場合については、その内容について請負事業者に指示する。

(7) 各種申請図書の作成補助

協議により施工内容に変更が生じ、各種申請図書の変更作業が必要となった場合、受注者は、発注者に協力し、請負事業者からの変更に係る資料の確認及び各種変更申請図書の作成補助を行う。

第2節 施工監理の報告

1) 設計協議等

定例会議、分科会等、発注者、請負事業者及び受注者で協議を行った場合は、請負事業者が作成する打合せ協議簿の内容を確認し、発注者に報告する。

2) 月間報告書

本業務において実施した各種書類の確認、会議出席、現場立会等について一覧表にまとめ、毎月、発注者に月間報告書として提出する。

第3節 施工監理における留意事項

1) 関連工事に係る事項

本工事の工事期間中においては、別途、「佐川町加茂管理型産業廃棄物最終処分場管理棟工事」が実施される。受注者は、発注者及び請負事業者に協力し、各種工事間の調整、工事工程の確認を行うこと。

2) 職務分担表

◎：主出席者、○：必要に応じて又は主出席者の代理として出席

業務内容	監理員 (建築-総括)	監理員 (左記以外)
1) 会議の参加		
① 定例会議	○	◎
② 工事分科会	○	◎
2) 工事の履行に必要な資料の確認	○	◎
3) 工事の施工状況の確認		
① 使用材料について設計図書等との照合	○	◎
② 施工状況の確認	○	◎
③ 施工内容の把握、不可視部分の確認	○	◎
4) 施工計画書・要領書、制作図、施工承諾等図の確認	○	◎
5) 工場検査立会	○	◎
6) 工事変更に係る図書（図面・数量）の確認	○	◎
7) 変更申請図書の作成補助	○	○